

家族法制部会第27回会議・議事速報

2023年6月6日、法制審議会・家族法制部会の第27回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回に引き続き、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が行われた。今回の会議では、次のような各論点についての議論がされた。

まず、前回に引き続いて、部会資料26に基づき、監護者の定め方の可否等が議論され、前回会議と同様に、一部の委員からは、離婚後の父母双方が親権者となる場合にはその一方を監護者と定めることを必須とすべきであるとの意見も示されたものの、他の委員・幹事からは、監護者の定め方を例外なく一律に要求する必要はないとの意見が示された。その上で、この論点については、子の居所指定の在り方や、父母の一方を親権者として他方を監護者と定めた場面とも関連付けて議論することが有益であるとの指摘があった。

続いて、同部会資料に基づき、子の利益のために必要があるときは、離婚後の子の親権者の変更について、父母の一方から他の一方へ変更するだけでなく、父母の一方から双方へ、双方から一方へといった変更をすることができるものとするのが議論され、これに賛同する意見が示された。

さらに、部会資料27に基づき、父母が協議上の離婚をする際の親権者の定め方について、（1）父母双方を親権者とするか一方を親権者とするかは父母の合意により定めるものとするかや（2）この場面での父母の合意の適正性を確保するための仕組みを導入することが議論された。今回の会議では、多くの委員・幹事から、（2）のような仕組みが必要であるとの指摘がされた上で、どのような仕組みが適切であるかについては、離婚前に父母以外の第三者が関与する方法や、離婚後に父母の合意を是正する方法などを含め、様々な意見が示された。

また、同部会資料に基づき、父母が裁判上の離婚をする場面においては、父母双方を親権者とするか一方を親権者とするかは裁判所が定めるものとするかや、この場面における裁判所の判断枠組みをどのように規律すべきかについて、議論がされた。この論点については、例えば、裁判所が離婚後の父母双方を親権者と定めるための要件として、父母双方がその旨の合意をしていることを要求するかどうかの問題となり、今回の会議でも賛否双方の意見が示されたが、時間的な制約により、次回会議でも引き続き議論されることとなった。

次回以降の会議では、引き続き、三巡目の調査審議を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。